

(190)【発行国・地域】日本国特許庁(JP)
(450)【発行日】平成15年5月27日(2003.5.27)
【公報種別】商標公報
(111)【登録番号】商標登録第4663427号(T4663427)
(151)【登録日】平成15年4月18日(2003.4.18)
(540)【登録商標】

KIRIN

午後の紅茶

(500)【商品及び役務の区分の数】1
(511)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
第30類 紅茶、紅茶を加味してなる茶、紅茶を加味してなる水あめ、紅茶を加味してなる菓子及びパン、紅茶風味を加味してなるアイスクリームのもと・シャーベットのもと、紅茶風味を加味してなる穀物の加工品
【国際分類第8版】
(210)【出願番号】商願2002-12220(T2002-12220)
(220)【出願日】平成14年2月19日(2002.2.19)
(732)【商標権者】
【識別番号】000253503
【氏名又は名称】麒麟麦酒株式会社
【住所又は居所】東京都中央区新川二丁目10番1号
(740)【代理人】
【識別番号】100075812
【弁理士】
【氏名又は名称】吉武 賢次
(740)【代理人】
【識別番号】100085051
【弁理士】
【氏名又は名称】矢崎 和彦
(740)【代理人】
【識別番号】100105348
【弁理士】
【氏名又は名称】小泉 勝義
【法区分】平成13年改正
【審査官】鈴木 幸一
(561)【称呼(参考情報)】キリンゴゴノコーチャ、キリン、ゴゴノコーチャ、ゴゴ
【検索用文字商標(参考情報)】KIRIN、午後の紅茶
【類似群コード(参考情報)】
第30類 29A01、30A01、31D01、32F03